

スクーリング講義

平成 22 年 6 月実施

宅地建物取引業者従業者対象

「登録講習」  
受講申請案内

受講申請書の書き方

＜受講申請の受付＞  
平成 22 年 4 月 9 日（金）まで  
（※ 切日厳守・当日消印有効）

登録講習機関  
株式会社 日建学院  
登録番号 (2) 第 013 号

☆☆以下の受講申請書類一式を、ご確認ください☆☆

①受講申請案内（本書）

②受講申請書（5枚綴り）

## I 登録講習 受講申請から修了まで



## Ⅱ 登録講習とは

### 1. 登録講習とは—登録講習の目的

登録講習は、宅地建物取引業法第 16 条第 3 項に基づく講習で、**宅地建物取引業者の従業者を対象**に、宅地建物取引業に関する実用的な知識及び紛争の防止に関して必要な知識を習得し、宅地建物取引業に関する業務の適正化及び資質の向上を図ることを目的としています。

### 2. 登録講習を修了すると—講習修了の効果

登録講習を修了すると、修了試験に合格した日から **3 年以内**に行われる宅建本試験（「宅地建物取引主任者資格試験」）において、**試験の一部（5 問）が免除**されます。

免除されるのは以下の科目です。

- 宅地及び建物の需給に関する法令並びに実務に関すること(出題例：住宅金融支援機構、景品表示法、統計)。例年、問 46～問 48 に相当。
- 土地の形質、地積、地目及び種類並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。例年、問 49、問 50 に相当。

登録講習修了者には「登録講習修了者証明書」を発行・交付いたしますので、宅建本試験の出願を郵送による申込みを行う場合、忘れずにこれを添付してください(今回の講習を修了された方については、インターネットによる本年度宅建本試験の受験申込みは、できませんのでご注意ください)。

なお、受験願書の提出方法については、宅建本試験の試験要項をご覧ください。

### 3. 登録講習で学習する内容

登録講習で学習する内容は以下のとおりです。

- 一. 宅地建物取引業法その他関係法令に関する科目（宅地建物取引業法，都市計画法・建築基準法などの法令に関して学習します。）
- 二. 宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目（民法・借地借家法などの法令を基本に紛争事例を学習します。）
- 三. 土地の形質，地積，地目及び種別並びに建物の形質，構造及び種別に関する科目（土地と建物について学習します。）
- 四. 宅地及び建物の需給に関する科目（土地建物に関する統計などについて学習します。）
- 五. 宅地及び建物の調査に関する科目（取引に当たっての調査の対象，調査方法などについて学習します。）
- 六. 宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目（土地建物の取引に係る税金について学習します。）

### Ⅲ 登録講習の受講資格

登録講習は、「宅地建物取引業に従事する者」に対し、宅地建物取引業に関する実用的な知識はもとより、紛争防止に必要な知識その他の業務の適正化及び資質の向上を図るため必要な知識について行い、修了試験を行うものとされています（施行規則第10条の5）。

この場合の「宅地建物取引業に従事する者」とは、実質的に、『登録講習の受講申込時より登録講習修了までの間、継続して、宅地建物取引業に従事する者』を意味することとして法令が適用されています。

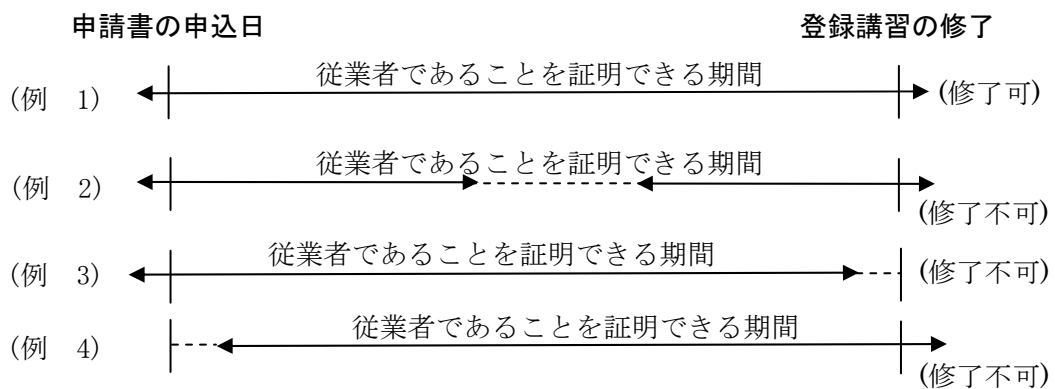
したがって、以下のような場合にはその要件に適合せず、登録講習を修了することができません。

#### 〔登録講習を修了することができない場合の例〕

- ① 登録講習の受講申込時において宅地建物取引業に従事していたが、その後、登録講習修了までの間に、勤務していた宅地建物取引業者を退職して宅地建物取引業に従事しなくなった場合
- ② 登録講習の受講申込時に勤務していた宅地建物取引業者を退職し、その後、登録講習修了までの間に宅地建物取引業者に再就職したが、退職後再就職までの間に宅地建物取引業に従事していない期間がある場合
- ③ 登録講習の受講申込時より登録講習修了までの間に、宅地建物取引業者の社員であったが、その間に(配転等により)宅地建物取引業に従事していない期間がある場合

具体的には次のようになります。

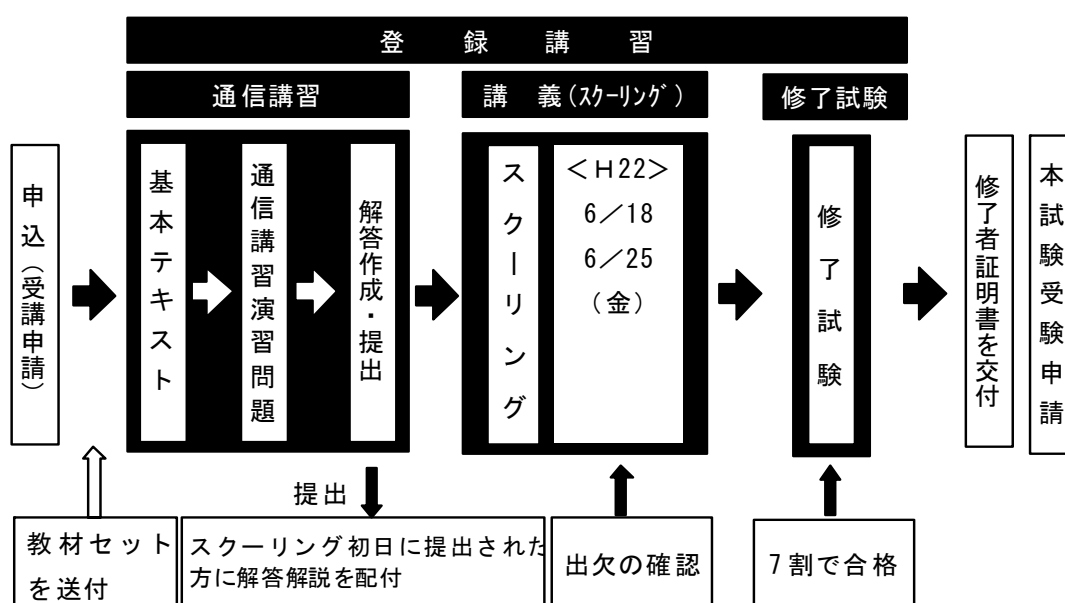
下記の(例 1)はその基準を満たしていますので修了することができますが、(例 2)以下は、基準を満たしていませんので、修了することができません。



## IV 日建学院 登録講習の概要

### 1. 受講申請から講義（スクーリング）まで

日建学院の登録講習は、「通信講習（おおむね2ヶ月間）」と「講義（スクーリング、2日間）」により構成され、講義最終日に「修了試験」を行います。



#### (1) 受講申請書の配付

登録講習受講の申請にあたっては、専用の受講申請書が必要です。

#### (2) 受講の申請

登録講習の受講のお申込みは受講申請書により行ってください（詳しくは後述します）。

受講申請書の一部が『受講証』となっています。写真を貼付してください。第1日目の講習の近くになりましたら、講義（スクーリング）会場となる日建学院で押印し切り取ってお渡しします。また、この『受講証』は、講義（スクーリング）時のご本人確認に利用します。講義時には、必ずご持参ください。

下記の受講申請の締め切り日にご注意ください。

**お申込み（受講申請）締め切り日**

平成22年4月9日（金）

### (3) 教材の発送

所定の受講手続を終了された方には、4月初旬よりご自宅宛に教材セットをお送りします（宅配便）。セット中の基本テキストを中心にご自身で学習してください。

なお、教材は、原則として、受講申請書記載のご自宅にお送りしますが、それ以外を教材送付先として指定される場合は、その送付先を、所定の欄にご記入ください。

基本テキストは、講義（スクーリング）時にも使用します。

### (4) 通信講習（自宅学習期間） → 通信講習演習問題を解く

自宅学習の期間は、おおむね2ヶ月です。この間に、教材セット中の通信講習演習問題を解いてください。その解答は、専用の解答用紙に記入しておいてください。

演習問題の解答解説書は、スクーリング第1日目（6月18日）に、解答用紙を提出された方にお渡しします。

#### 演習問題の解答解説書の交付

スクーリング第1日目（平成22年6月18日）に、会場受付に解答用紙を提出された方に、引き換えにお渡しします。

### (5) 講義（スクーリング）

会場ごとに定める日程で、合計で10時間の講義及び修了試験を行います。

#### 講義（スクーリング）実施日

平成22年	① 6月18日（金）	午前9時から午後5時30分
	② 6月25日（金）	午前9時から午後5時 (4時~5時は修了試験)

※当日、交通機関の事故、災害等が発生した場合、時間を繰り下げて実施することがあります。

#### <ポイント>

講義中の出欠確認において欠席が確認された場合には、修了試験を受験することができません。遅刻、早退についても同様です。

#### 重要事項

☆☆注意！！ 従業者証明書のご提示について☆☆

講義（スクーリング）時において、受講資格の確認のため、従業者証明書の提示をお願いします。当日従業者証明書をお持ちでない場合には、講習を受講することができません。

## 2. 修了試験

講義（スクーリング）第2日目の午後4時より、修了試験を受験していただきます。試験時間は1時間で、20問出題します。

修了試験で7割以上の正解を得られた方を合格とし、登録講習の修了とします。

なお、正解が7割に満たない場合の追試験等は実施いたしません。

試験問題及び得点等の結果は非公開です。お問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

### <ポイント>

**修了試験において7割以上の正解で、合格。登録講習修了**

### 重要事項

☆☆注意！！ 従業者証明書のご提示について☆☆

修了試験時、受験資格の確認のため、従業者証明書の提示をお願いします。  
**修了試験当日、従業者証明書をお持ちでない場合には、修了試験を受験することができません。**

## 3. 「修了者証明書」の交付

講習を修了された方には、「登録講習修了者証明書」を交付します（3部郵送）。

この証明書により、修了試験に合格した日から**3年以内**に実施される宅建本試験（「宅地建物取引主任者資格試験」）において、**試験の一部（5問）が免除**されます。

その間の宅建本試験受験にあたっては、郵送による申込を行う場合には、受験申込書にこの証明書を添付して、5問免除の特典を受けてください。

なお、宅建本試験のインターネット申請の場合を含め、詳しくは宅建本試験の試験案内をご参照ください。

## 4. 不正行為に対する措置の概要

出欠確認や修了試験中のカンニングなど不正受講・不正受験行為があった場合、講義中頻繁に講義会場への入退室を繰り返し講習実施責任者等により再入室の拒否を受けた場合、その他登録講習の運営を妨害し又は他の受講者に迷惑をかける行為を行った場合（以下「不正

行為)については、除籍とし、登録講習修了者証明書は発行いたしません。

また、受講申請書の記載事項、及び、受講申請の際提出していただいた宅地建物取引業者の従業者である証明に重大な虚偽(以下「虚偽の記載」)があることが判明した場合にも、同様とします。

上記いずれの場合も、修了者証明書発行後に不正行為又は虚偽の記載が判明した場合には、本登録講習の修了を取り消し、発行済みの修了者証明書は無効といたします。

なお、修了者証明書発行後に発覚した不正行為又は虚偽の記載については、登録講習業務規程上、国土交通大臣への報告が義務づけられています。

以上、あらかじめご了承ください。

## 5. インフルエンザ等について

スクーリング当日、受講者がインフルエンザなどの感染症(インフルエンザ等)に罹患していると当社において判断する場合、感染拡大防止の観点から、当社は、当該受講者のスクーリングへの出席について、以下の措置を講じます。

- ① インフルエンザ等への罹患が明らかな受講者については、スクーリング会場への入室をお断りし又会場から退室をしていただきます。
- ② インフルエンザ等への罹患のおそれがある受講者については、マスクの着用がない限り、スクーリング会場への入室をお断りし、又会場から退室をしていただきます。

なお、スクーリング会場の出入り口付近には速乾性消毒用アルコールなどの消毒液を備え付けますので、ご使用の上、入退室するようにしてください。

また、受講に際して、マスクを着用するようお願いいたします。

### 【具体的な感染防止策－厚生労働省ホームページより】

最も重要な感染防止策は、対人距離を保持することである。特に感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。

また、感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れるようにする。

## V お申込み上の注意点

### 1. 受講の手続について

受講を希望される方は、申請時に以下のものが必要となります。

- 受講申請書（当社で交付したもの）
- 写真4枚（上半身脱帽、無背景、6ヶ月以内のもの、縦3センチ×横2.4センチ）
- 従業者証明書の写し（原寸大（拡大や縮小をしないサイズ）のコピー）の貼付  
※従業者証明書については、下記2.（2）も参照してください。  
※コピーは、受講申請書の指定箇所の上段に貼付してください。
- 受講料（金融機関でのお振込が必要です。振込手数料はご負担ください。）

### 2. 受講申請にあたっての注意事項

- (1) 登録講習の受講対象者は、受講期間中、宅地建物取引業者の従業者である方です。  
※受講期間中とは、受講申込日から登録講習の修了までの期間をいいます。
- (2) (1) の証明として、宅地建物取引業法第48条に基づく

**「従業者証明書」の写し（コピー）を受講申請書裏面に貼付すること**

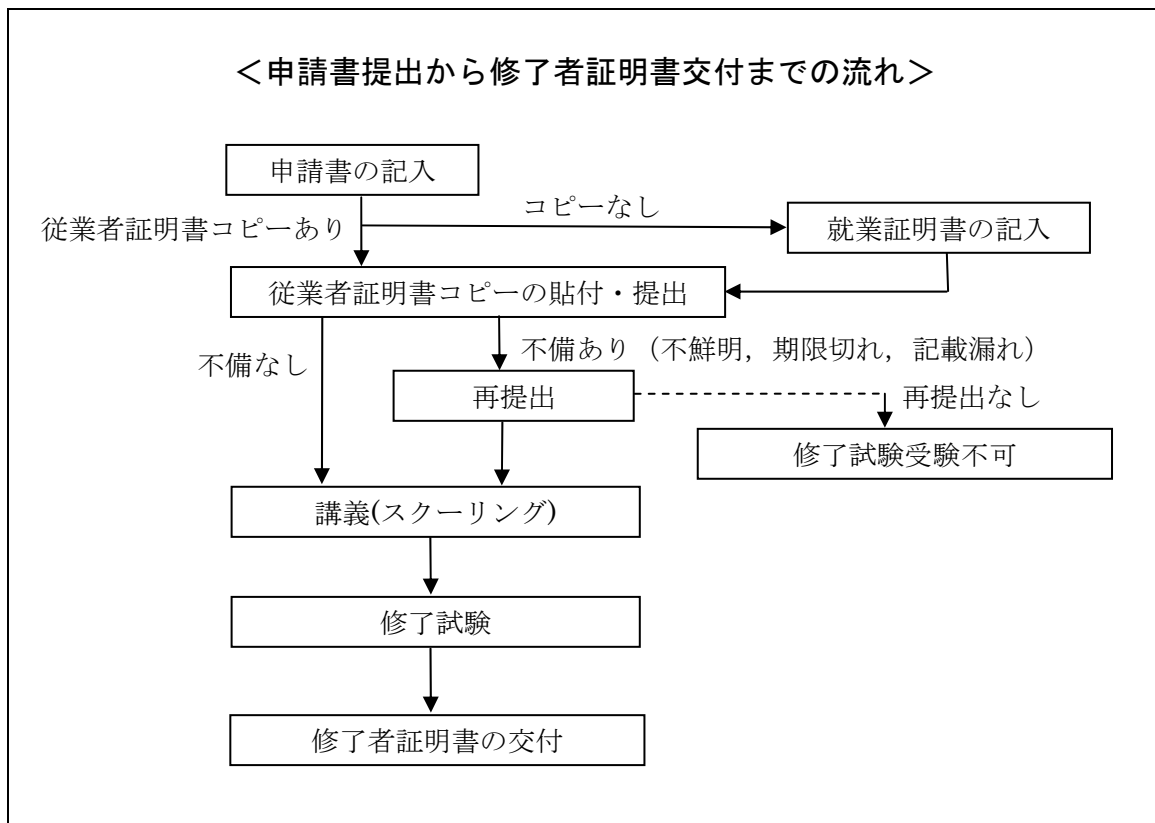
が必要です。

受講申請時に「従業者証明書」の写しの貼付ができない場合には、『勤務先の宅地建物取引業者による「就業証明書」（受講申請書裏面）への記載（押印）』により受講の申請を受け付けますが、平成22年5月14日までに従業者証明書の写しを必ずご提出ください。なお、FAXのコピーでの提出は、顔、記載内容が不鮮明になりますので、受付することはできません。

従業者証明書の写しをご提出いただけない場合は、登録講習修了試験を受験することができません。また、これを理由に受講料の返還はできませんのでご注意ください。

以上の点を予めご了承ください。

(3) 受講申請書は、日建学院各校、又は、日建学院コールセンター（0120-243-229）にご請求ください。



### 3. 受講料

<b>受 講 料</b>
19,000 円 (税込)

### 4. 受講料納入について

受講申請が受け付けられた方は、すみやかに受講料を納入してください。

受講料は、銀行振込でのお振込により、納入してください。お振込の確認により、受講手続が完了します。

※お振込の口座名・口座番号等お振り込みの方法については、日建学院の担当者をご案内します。詳しくは、日建学院の各校又は本部事務局（後掲参照）にお問い合わせください。

### 5. 受講料の返還について

収納した受講料は、原則として返還いたしません。

ただし、次の場合は受講料全額を返金します(④、⑤の場合は、返金手数料を負担願います)。

- ①当社の責めに帰すべき事由により登録講習を受講できなかった場合
- ②天災等の理由により登録講習を受講できなかった場合
- ③当社に受講の申請をした日から8日以内に受講の辞退を書面にて申し出た場合
- ④受講者本人の死亡及び重大な疾病により受講不可能と認められる場合
- ⑤受講申請書類の不備により、受講の受理ができない場合（従業者証明書の写しを提出できない場合を除く）

※従業者証明書の写しをご提出いただけない場合には、受講料は返還いたしません。ご了承ください。

必ずお読みください

## VI 受講申請書 記入上の注意点

- ① 受講申請書は 4 枚複写となっています。ボールペンで強くご記入ください。
- ② **氏名欄**：戸籍上の氏名（本名）を記入してください。
- ③ **外国籍の方で通称名**を使用する方は、受講上、その通称名を使用させていただいて構いません。その場合、そのお名前にて当校より各種のご連絡をし、そのお名前にて「登録講習修了者証明書」を発行し、お送りします。また、(財)不動産適正取引推進機構に登録する「氏名」のデータも、そのお名前でご登録しますので、用途により使い分けはできません。なお、日本国籍の方は、通称名の使用はできません。  
また、氏名のローマ字表記はできません。カタカナ表記としてください。
- ④ 氏名、性別及び生年月日は、ご本人を他の人と区別する基本的要素です。講習を修了した場合は、(財)不動産適正取引推進機構にそのデータを登録します。本試験の出願や合格後宅地建物取引主任者として資格登録をする場合と同様にご記入ください。  
なお、(財)不動産適正取引推進機構のコンピュータに入力できる文字は、「J I S規格第 1 水準及び第 2 水準」に限られています。使用できない漢字などがありますので、ご了承ください。本試験受験申請時に(財)不動産適正取引推進機構との間で、正式な文字に修正してください。  
※詳しくは、(財)不動産適正取引推進機構にお尋ねください。
- ⑤ **顔写真**は、枠からはみ出さないように、全面糊付け（裏面にお名前記入）して、しっかりと貼付してください。  
写真の貼付がない申請書は受理できません。
- ⑥ 教材及び**登録講習修了者証明書**は、受講申請書ご記入の「教材送付先」あてにお送りします。送付先が会社等の場合、必ず社名、部署等の名称を記入してください(モデルハウス等は届かない場合が多いためお断りしています。ご了承ください。)
- ⑦ 携帯電話の番号は、緊急の場合のご連絡に使用するものです。
- ⑧ **勤務先の宅地建物取引業者の情報**は、免許証の記載事項を参考にしてご

記入ください。この記入がない場合には、受講の申請を受理することができません。なお、宅地建物取引業者の免許の種類は、知事又は大臣に○をつけ、知事免許の場合は、何県知事の免許であることを記入してください。

- ⑪ 勤務先の宅地建物取引業者が**宅地建物取引業以外の業の免許等を有する場合は**、その業の種類と、その免許等の番号を記入してください。

※建設工事業許可、土木工事業許可など。

- ⑫ ご自身が所属する宅地建物取引業を行う「**所属部署**」（部名、課名など）を記入してください。**部署名が特にない場合には**、「**職種**」（たとえば「営業職」など）を記入してください。

- ⑬ **従業者証明書（従業者名簿）の情報**は、それぞれの書面を参考にしてご記入ください。なお、受講の申請時において従業者証明書がない場合には、勤務先の宅地建物取引業者による受講申請書裏面の『**就業証明書**』への記載と押印が必要です。

この場合には、定められた日（平成 22 年 5 月 14 日）までに、**必ず従業者証明書の写しを提出してください**。この提出がない場合には、登録講習修了試験を受験することができません。

- ⑭ 受講申請書の記載事項について**虚偽の記載が判明した場合**については、前述「不正行為に対する措置の概要」をご覧ください。なお、この場合受講料は返還いたしません。

- ⑮ 受講料は、日建学院の銀行口座に振込む方法により、お支払いください。お振り込みいただく銀行口座の口座番号、又は、振込用紙がお手元にない方は、受講希望の日建学院までご連絡ください。

- ⑯ 本登録講習を修了した旨を（財）**不動産適正取引推進機構に通知する点**に関し承諾される方は、該当欄に氏名を記入しご捺印ください（4 枚とも捺印してください）。

※個人情報保護に関する手続です。承諾されない場合は、登録講習を修了した旨を（財）不動産適正取引推進機構に通知することができませんので、その結果、登録講習修了による本試験 5 問免除の特典を受けることができません。

## 必ずお読みください

### < スクーリング出欠確認票・受講証 >

- ① 講義（スクーリング）会場，氏名欄に記入してください。  
座席は，会場にて指定させていただきます。
- ② 顔写真は，枠からはみ出さないように，全面糊付け（裏面にお名前記入）して，しっかりと貼付してください。  
それぞれに写真の貼付がない申請書は受理できません。
- ③ スクーリング出欠確認票・受講証は，切り取らないで提出してください。
- ④ 受講証は，受講申請を受理した後に，講習の直前になりましたら，講義（スクーリング）会場となる日建学院より，切り取ってお渡しします。この際，当社による受付印が押されていることを確認してください。  
受講証は，登録講習修了まで大切に保管してください。
- ⑤ 郵送による受講申請の場合も，必要事項を記入し，写真を貼付して，事務局宛お送りください。受付をした後，受講証を返送いたします。

#### （重要）

受講証は，講義（スクーリング）当日ご持参ください。また，当日は，ご本人を確認できる身分証明書類として，受講証のほかに，従業者証明書もあわせてご持参ください。従業者証明書をご持参していない方は，講義を受講することや修了試験を受験することができません。受講証に関するお問い合わせは，講義（スクーリング）会場となる日建学院まで，ご連絡願います。

### < 受講申請書裏面－従業者であることの証明 >

- ① 従業者証明書（法令の様式にしたがったものに限る）を，原寸大（拡大や縮小をしないサイズ）でコピーし，受講申請書裏面の上段に，全面糊付けにより貼付してください。従業者証明書の法令の様式（第八号）は，後掲の（参考資料）を参照してください。
- ② 従業者証明書の記載事項は，もれなく記載されている必要があります。特に，「従業者証明書番号，生年月日，有効期間，顔写真（本人確認ができるもの），勤務先の宅地建物取引業者の押印（証明印）」のない証明書では，受付できません。このような場合，法令の様式にしたがった従業者証明書のコピーを再提出して頂くことになります。
- ③ 従業者証明書の写し以外の証明書（たとえば，会社独自の「社員証」など）は，

宅地建物取引業に従事していることの証明とはなりません。

ただし、受講申請時において**従業者証明書の写しの貼付ができない場合**には、勤務先の宅地建物取引業者による就業証明書へ記名押印により、申請を受け付けます。この場合、別に定める日（平成 22 年 5 月 14 日）までに、**必ず従業者証明書の写しを提出**してください。この提出がない場合には、登録講習修了試験を受験することができません。

- ④ 就業証明書の記入者（証明する方）は、通常、勤務される企業の代表者です。押印する印鑑は、原則としていわゆる「代表印」としてください。

ただし、支店等の責任者など、宅地建物取引業に従事していることを証明することが適当な役職者の証明とすることもできます。その場合には、その部署等の名称、その役職及び役職者名を、必ず記入してください（印鑑は、たとえば人事部長印、支店長印など）。

- ⑤ 従業者証明書の写しについて虚偽の記載が判明した場合の扱いについては、前述「不正行為に対する措置の概要」をご覧ください。

#### （参考）

宅地建物取引業法上、宅地建物取引業者は、宅建業従事者（代表者、担当役員、及び、いわゆるアルバイト・パート勤務者を含みます。）の全員について、事務所ごとに「従業者名簿」を備え付け、これに基づいて「従業者証明書」を発行し、宅建業の業務に従事させるにあたっては「従業者証明書」を携帯させなければなりません（法 48 条、施行規則 17 条の 2）。

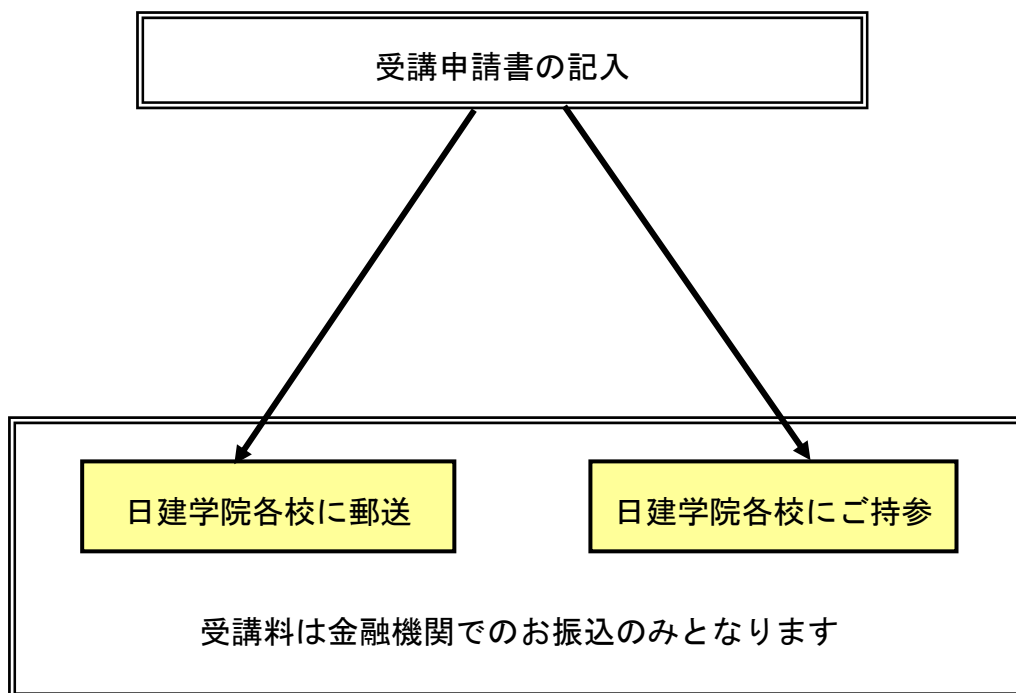
また、作成された「従業者名簿」に基づき、事務所において宅建業の従事者 5 人に 1 人以上の割合で「成年者である専任の取引主任者」を設置しなければならないことは、ご存じのとおりです（法 15 条、施行規則 6 条の 3）。

※代表者についても、「従業者名簿」に氏名を記載し、これに基づき「従業者証明書」を発行する必要があります。

このように「従業者名簿」は、宅地建物取引業法上の各種規制の基本となっています。参考までに、従業者名簿及び従業者証明書の様式（宅地建物取引業法施行規則 17 条、17 条の 2）を、巻末に参考資料として添付しました。必要に応じご活用ください。

なお、宅地建物取引業者の団体・協会が、会員サービスの一環として、様式・書式として配布又は頒布している場合もあるようです。団体・協会に加入されている場合は、各団体・協会に直接お問い合わせください。

## VII 受講申請の方法



### ※郵送の場合の注意点：

- ・郵送にて受講申請書を送付される場合、「本人控え」欄、「スクーリング出欠確認票」、「受講証」を切り取らないでください。

### ※受講料の収納について：

- ①前述のように、受講料の納入は、金融機関でのお振込みのみとなっています。日建学院各校の窓口においても、受講料の収納は行うことができません。
- ②また、受講申請書送付用の封筒に、受講料、申込金などの現金、小切手などを封入して受講料を納入されること、現金書留で送付されることもできません。ご留意いただくようお願いいたします。

## Ⅷ 登録講習 問い合わせ先一覧

都道府県	開催都市(地)	スクーリング講義開催会場	日建学院学校名	TEL
北海道	札幌	札幌市中央区北二条東 4-1-2 サッポロファクトリー三条館 4F	札幌校	011-251-6010
	函館	函館市西桔梗町 589-217 流通センター内	函館校	0138-48-8110
	旭川	旭川市1条 10-103-85 夕クワグレースビル第2 5F	旭川校	0166-22-0201
	釧路	釧路市黒金町 13-1-4 第5石田ビル 2F	釧路校	0154-22-0035
	帯広	帯広市大通南 30-2 浅岡ビル 4F	帯広校	0155-47-9000
青森	青森	青森市安方 1-3-3 カイマビル 2F	青森校	017-774-5001
	八戸	八戸市一番町 3-3-3 オフィス一番町ビル	八戸校	0178-70-7500
	弘前	弘前市高崎 2-13-6 弘南建設ビル 3F	弘前校	0172-29-2561
岩手	盛岡	盛岡市下太田下川原 12-1	盛岡校	019-659-3900
	奥州	奥州市水沢区佐倉河字横枕 3-1	水沢校	0197-22-4551
宮城	仙台	仙台市青葉区中央 4-2-27 510ビル 4F	仙台校	022-267-5001
秋田	秋田	秋田市外旭川字大谷地 3-1	秋田校	018-869-7070
山形	山形	山形市青柳字柳田 55-3 シャープ事務機ビル 1F	山形校	023-622-5100
福島	郡山	郡山市松木町 2-88 イオンタウン郡山 E 棟 2F	郡山校	024-941-1111
	福島	福島市大町 7-25 アクティ大町ビル 6F	福島校	024-528-9961
東京都	池袋	豊島区池袋 2-38-1 日建学院ビル 2F	池袋校	03-3971-1101
	新宿	新宿区西新宿 1-23-3 廣和ビル 5F	新宿校	03-5909-1581
	上野	台東区上野 1-20-1 上野東相ビル 5階	上野校	03-5818-0731
	五反田	品川区西五反田 7-22-17 TOCビル 3F	五反田校	03-3490-6491
	吉祥寺	武蔵野市吉祥寺本町 1-17-12 Kichijoji Central 7F	吉祥寺校	0422-28-5001
	立川	立川市錦町 1-1-23 東京都酒造会館ビル 3F	立川校	042-527-3291
	町田	町田市森野 1-37-1 POPビル 4F	町田校	042-728-6411
神奈川	横浜	横浜市神奈川区鶴屋町 3-30-8 SYビル 6F	横浜校	045-322-2201
	武蔵小杉	川崎市中原区小杉町 1-403-22	川崎校	044-733-2323
	厚木	厚木市中町 3-18-5 二見ビル 2F	厚木校	046-224-5001
	藤沢	藤沢市藤沢 496 藤沢森井ビル 5F	藤沢校	0466-29-6470
埼玉	熊谷	熊谷市弥生 2-85-2	熊谷校	048-525-1806
	大宮	さいたま市大宮区桜木町 1-11-2 勝俣第1ビル 2F	大宮校	048-648-5555
	川越	川越市今福 2785-2 日建ビル 1F	川越校	049-243-3611
	南越谷	越谷市南越谷 1-16-8 イースタンビル 5 7F	南越谷校	048-986-2700

千葉	新松戸	松戸市新松戸 2-9	新松戸校	047-348-6111
	千葉	千葉市中央区登戸 1-2-10	千葉校	043-244-0121
	船橋	船橋市本町 1-26-2 船橋 SFビル 1F	船橋校	047-422-7501
	木更津	木更津市請西 2-16-1	木更津校	0438-37-7766
	成田	成田市並木町 221-16	成田校	0476-22-8011
茨城	水戸	水戸市城南 2-11-15 日建学院ビル	水戸校	029-226-5100
	つくば	つくば市研究学園 D10 街区 4 高谷ビル 3F	つくば校	029-863-1166
栃木	宇都宮	宇都宮市東宿郷 3-6-8	宇都宮校	028-637-5001
群馬	前橋	前橋市小屋原町 1365-1	群馬校	027-266-9811
山梨	笛吹	笛吹市石和町広瀬 782	山梨校	055-263-5100
新潟	新潟	新潟市中央区笹口 1-21-1 新潟日建工科専門学校 6F	新潟校	025-245-5001
	長岡	長岡市千秋 2 丁目 2788-1 千秋が原ビル 2F	長岡校	0258-25-8001
長野	長野	長野市吉田 5-26-6 日建ビル 1F	長野校	026-244-4333
	松本	塩尻市大字広丘野村 1688-1 GAZAビル 3F	松本校	0263-54-5300
富山	富山	富山市奥田新町 8-1 ホルファートとやま 5F	富山校	076-433-2002
石川	金沢	金沢市西泉 4-11 ラパーク金沢 2F	金沢校	076-280-6001
福井	福井	福井市中央 3-1-5 三谷中央ビル 4F	福井校	0776-21-5001
愛知	名古屋	名古屋市中区栄 3-31-7 大河内ビル 7 階	名古屋校	052-262-5001
	岡崎	岡崎市上里 2-4-16	岡崎校	0564-28-3811
	小牧	小牧市下小針天神 3-4-5	北愛知校	0568-75-2789
岐阜	岐阜	岐阜市藪田南 1-7-16 岐阜県ビル 2F	岐阜校	058-271-5001
静岡	沼津	沼津市大手町 1-1-3 ショウレンビル 7F	沼津校	055-954-3100
	静岡	静岡市駿河区森下町 4-30 メンテックビル 6F	静岡校	054-654-5091
	浜松	浜松市中区鍛冶町 140 Cビル 6F	浜松校	053-458-2288
三重	津	津市高茶屋小森町 2892-54	津校	059-234-8555
	四日市	四日市市泊小柳町 4-5 パワーシティ四日市	四日市校	059-349-0005
大阪	大阪	大阪市淀川区西中島 3-12-19 サムティルト西中島ビル 7F	大阪校	06-6306-5001
	京橋	大阪市都島区東野田町 4-7-23 明治安田生命京橋ビル 2F	京橋校	06-4801-5001
	梅田	大阪市北区芝田 1-4-14 芝田町ビル 4F	梅田校	06-6377-1055
	なんば	大阪市中央区西心斎橋 2-4-2 難波日興ビルディング 4F	なんば校	06-4708-0445
	堺	堺市堺区北瓦町 2-3-8 堺東北条第 2 ビル 4F	堺校	072-228-6728
兵庫	神戸	神戸市中央区磯辺通 2-2-10 新南泰ビル 6F	神戸校	078-230-8331
	尼崎	尼崎市神田北通 2-12-1 大陽ビルディング 6F	尼崎校	06-6430-1566
	姫路	姫路市豊沢町 140 新姫路ビル 8F	姫路校	079-281-5001

京都	京都	京都市中京区烏丸六角下る七観音町 634 カラスマプラザ 21ビル 6F	京都校	075-221-5911
	福知山	福知山市字荒河小字声田和 12-35 GOTO BASE BLDG 2F	福知山校	0773-23-9121
滋賀	守山	守山市守山 4-7-20-5 辻田ビル内	滋賀校	077-582-7880
奈良	橿原	橿原市北八木町 1-1-8 橿原中央ビル 3F	橿原校	0744-25-5841
	奈良	奈良市三条大路 1-1-90 奈良セントラルビルディング 2F	奈良校	0742-34-8771
和歌山	和歌山	和歌山市黒田 39 東不動産(株)黒田ビル 3F	和歌山校	073-473-5551
	田辺	田辺市上の山 1-9-10 南和総業ビル 2F	田辺校	0739-22-6665
鳥取	鳥取	鳥取市扇町 116 田中ビル 2号館 6F	鳥取校	0857-27-1987
島根	松江	松江市朝日町 480-8 松江 SKYビル 6F	松江校	0852-27-3618
岡山	岡山	岡山市北区大供 3-1-121 KSB 会館 5F	岡山校	086-223-8860
広島	広島	広島市中区幟町 14-11 銀山不動産第2ビル 8F	広島校	082-223-2751
山口	岩国	岩国市麻里布町 1-3-3 岡村ビル 3F	岩国校	0827-22-3740
	山口	山口市小郡給領町 2-19	山口校	083-972-5001
	徳山	周南市平和通 1-20 徳専会館ビル 3F	徳山校	0834-31-4339
徳島	徳島	徳島市南末広町 1-16	徳島校	088-622-5110
香川	高松	高松市木太町 8区 1357-1	高松校	087-869-4661
愛媛	松山	松山市宮西 1-4-43 大智ビル 2F	愛媛校	089-924-6777
高知	高知	高知市棧橋通 1-12-15 高知棧橋ビル 2F	高知校	088-831-9457
福岡	北九州	北九州市小倉北区紺屋町 9-1 明治安田生命小倉ビル 3F	北九州校	093-512-7100
	天神	福岡市中央区大名 2-9-2 福岡共栄火災ビル 6F	天神校	092-762-3170
	博多	福岡市博多区博多駅東 3-14-18 福岡建設会館 6F	博多校	092-441-5001
	久留米	久留米市東和町 6-9 第5白水ビル 303	久留米校	0942-33-9164
佐賀	佐賀	佐賀市鍋島町大字八戸溝 120-1	佐賀校	0952-31-5001
長崎	長崎	長崎市五島町 5-48 船用品ビル 5F	長崎校	095-820-5100
	佐世保	佐世保市干尽町 3-3 県立佐世保技能会館 2F	佐世保校	0956-33-6370
熊本	熊本	熊本市健軍 1-24-20	熊本校	096-331-3100
大分	大分	大分市大字古国府 1174-1	大分校	097-546-0521
宮崎	宮崎	宮崎市大字本郷北方 2440-24	宮崎校	0985-50-0034
鹿児島	鹿児島	鹿児島市南栄 5-10-4 にわシティビル 4F	鹿児島校	099-269-0888
沖縄	那覇	那覇市安謝 2-3-7 トワ・プランビル 1F	沖縄校	098-861-6006

(参考資料) **従業者証明書**

宅地建物取引業法施行規則様式第八号（第一七条関係）

表

2.4cm 写 真 3.0cm (年 月 撮影) 免許証番号	<p style="text-align: center;"><b>従業者証明書</b></p> <p style="text-align: center;">従業者証明書番号</p> <p>従業者氏名 ( 年 月 日生)</p> <p>業務に従事する 事務所の名称 及び所在地</p> <p>この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。</p> <p>証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>国土交通大臣 ( ) 第 号 知事</p> <p>商号又は名称 主たる事務所の所在地 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---	---

8.547cm 以上 8.572cm 以下

5.392cm 以上 5.403cm 以下

裏

備考
宅地建物取引業法抜粋 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
  - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
  - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。

- (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。



## 本部事務局

登録講習に関するお問い合わせは、前記「お問い合わせ先一覧」のほか、下記までお願いいたします。

なお、受講開始後の教務内容（学習内容）に関するご質問は、質問券にて対応いたします。

**(株) 日建学院 登録講習本部事務局**

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-38-9 IOビル 3F

TEL 03-3988-6467

FAX 03-3988-6421

担当：斎藤・久保

日建学院